

震災による申告・納付の期限延長などについて

税理士・ファイナンシャルプランナー 山下大輔

この度の東北地方太平洋沖地震で被災された方々にこの場をお借りし謹んでお見舞い申し上げます。余震もいまだに続いており不安な日々を送られていることかと存じます。特に大きな被害に遭われた地域にお住まいの皆様のご無事を願うとともに、被害からの一刻も早い回復を心よりお祈り申し上げます。

私たちは自然災害に見舞われた時、国や地方自治体に支援を求めていくことになります。今後経済的な問題も発生してくることになるかと思えます。公的支援や地震保険などの利用により経済的な負担を抑えていかなければなりません。

公的支援を受けるために

地震により住宅が被害に遭った場合には罹災証明書を自治体から発行してもらうべきです。罹災証明書は「全壊」「半壊」「大規模半壊」「一部損壊」の4段階の区分があります。公的支援を受ける上で、罹災証明書が役に立つことがあると思います。

公的支援の代表的なものの一つに被災者生活再建支援法に基づく支援があります。災害により住宅が全壊や大規模半壊などとなった場合、住宅の解体、撤去費、再建のための借入利子の一部、家賃などの居住関係の経費などを支給してもらうことができます。世帯の年収や世帯主の年齢、家屋の被害状況によっても支給限度額が異なります。詳細については内閣府のホームページ <http://www.bousai.go.jp/hou/shiensya.html> をご覧ください。被災者生活再建支援法により支給を受ける支援金は非課税所得です。国の支援制度とともに自治体独自の支援制度がある場合もあります。

地震保険に加入している場合

まず加入している損害保険会社または損害保険代理店に連絡してください。損害保険会社が被災した建物、家財の損害状況を調査します。損害保険では、損害保険会社の調査員が被害の状況を判定しますので罹災証明書の判定と同じとまらない場合もあります。保険金の支払は、地震保険の対象である建物または家財が「全損」、「半損」または「一部損」となったときに保険金が支払われます。「全損」の場合、契約金額の全額（時価が限度）が支払われます。「半損」の場合、契約金額の50%（時価の50%が限度）、「一部損」の場合、契約金額の5%（時価の5%が限度）がそれぞれ支払われます。損害が「一部損」に達しない場合には、保険金は支払われません。地震による損害保険金は非課税所得です（棚卸資産等の損失について支払を受けるものなどは除きます）。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

図表 全損半損一部損の基準

(建物の場合)

	基準
全損	地震等により損害を受け、主要構造部(土台、柱、壁、屋根等)の損害額が、時価の50%以上である損害、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上である損害
半損	地震等により損害を受け、主要構造部(土台、柱、壁、屋根等)の損害額が、時価の20%以上50%未満である損害、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満である損害
一部損	地震等により損害を受け、主要構造部(土台、柱、壁、屋根等)の損害額が、時価の3%以上20%未満である損害、または建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmをこえる浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らないとき

(家財の場合)

	基準
全損	地震等により損害を受け、損害額がその家財の時価の80%以上である損害
半損	地震等により損害を受け、損害額がその家財の時価の30%以上80%未満である損害
一部損	地震等により損害を受け、損害額がその家財の時価の10%以上30%未満である損害

(出所) 財務省ホームページ「地震保険制度の概要」

<http://www.mof.go.jp/jouhou/seisaku/jisin.htm#04>

3月11日に起こった地震は所得税・贈与税の確定申告期限に近かったため、直接被害に遭わなかった方々も申告等で支障があったのではないのでしょうか。国税庁より以下の特例措置が出されています。

申告納付期限の延長

(1) 東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域における申告・納付等の期限の延長の措置

この大震災により青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域の納税者に対して、国税に関する申告・納付等の期限の延長がとられています。この地域が納税地となってい

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

る納税者は震災の発生した平成23年3月11日以後の申告期限がすべての税目について自動的に延長されることとなります。いつまで申告期限が延長されるかについては、今後の被災者の状況に配慮して検討するとしています。

(2) 交通手段や通信手段の遮断又はライフラインの遮断などによる申告・納付等の期限延長

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県以外の地域が納税地となっている納税者も下記の事情により申告・納付等ができない方について申告・納付等の期限延長が認められています。

- 1 今般発生した地震により納税者が家屋等に損害を受ける等の直接的な被災を受けたことにより申告等を行うことが困難
- 2 行方不明者の捜索活動、傷病者の救助活動などの緊急性を有する活動への対応が必要なことから申告等を行うことが困難
- 3 交通手段・通信手段の遮断や停電（計画停電を含む）などのライフラインの遮断により納税者又は関与税理士が申告等を行うことが困難
- 4 地震の影響による、①納税者から預かった帳簿書類の滅失又は②申告書作成に必要なデータの破損等の理由で、税理士が関与先納税者の申告等を行うことが困難
- 5 税務署における業務制限（計画停電を含む）により相談等を受けられないことから申告等を行うことが困難

状況が落ち着いた後、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」に必要事項を記載し、税務署に提出することになります。申告と併せてこの期限延長申請書を提出することもできます。なお、これらの事情に該当しない場合でもこの震災による影響により申告・納付等ができない方は、納税地を管轄する税務署に相談してください。

この度の大地震により、わが国は未曾有の大災害に見舞われています。まさに国難というべき緊急事態です。国や自治体から追加の措置が出されるかもしれません。今後の情報に注意していきたいものです。